



2月は高齢者見守り強化月間 〜広げよう 支え合い〜

【問合せ】 福祉課 高齢福祉係
☎773-6667

2月は高齢者見守り月間です。天候が悪い冬期間は高齢者を見守る機会が減少しがちです。身近なところでできる活動を実践して地域のつながりを築きましょう。

日ごろからできる見守り3活動

【おひやく】 近所で声を掛け合いましょう

【気づきばり】 地域でさりげなく見守りましょう

【助け合い】 普段と違うことがないか目配りしましょう

高齢者虐待を防ぐ〜誰にもいえずに一人で悩んでいませんか〜

【問合せ】

南魚沼市地域包括支援センター
☎773-6675

塩沢地域包括支援センター
☎782-0252

大和地域包括支援センター
☎777-3111

高齢者虐待は誰にでも起こる問題

高齢者虐待はさまざまな要因が重なり、介護者自身も気づかないうちに高齢者の心身に深い傷を負わせてしまう行為です。放置されると生命

にかかわる深刻な事態になる場合もあります。

養護者による虐待の相談・通報が、平成29年度は地域包括支援センターに33件寄せられました。

※養護者とは、高齢者を現に養護（金銭の管理や食事、介護などの世話、自宅の管理など高齢者の生活に必要な行為を管理したり提供する者）とする者

虐待に当たる行為とは

身体的虐待

叩く、つねる、ベッドに縛る、物を投げる、脅して本人の行動を制限する、部屋に閉じ込めるなど本人の動きを著しく制限する行為。

心理的虐待

怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視、排せつの失敗に対して恥をかかせるといった、本人を極度に怯えさせる行為。

放棄放任

空腹、脱水、オムツ交換の放置、明確な理由なく必要な受診やサービスを使わせないなど、介護が必要な状況において劣悪な状態や住環境に放置する行為。

性的虐待

懲罰的に裸にして放置する、キス、性器への接触、セックスの強要などをする行為。

経済的虐待

本人のお金を渡さない、使わせない、本人の不動産や年金など本人の意思、利益に反して使用する行為。

※一部の例示です。自分がされて嫌

なことが、高齢者の尊厳を傷つける行為は虐待にあたる可能性があります

虐待に関係する人の気持ち

○高齢者の気持ち

「また怒られてしまった・・・迷惑をかけるつもりはないのに」「自分のお金だから自由に使いたいのに、子どもが全部管理してしまう・・・」「世話をしてもらっているのだから、辛いけど誰にも言えない」

○養護者の気持ち

「がんばって世話をしているのに、何度も同じことを言わないで！また汚している、いい加減にして！」「介護に疲れた・・・いつまで続くのだろう・・・」

○地域の人の気持ち

「虐待なんて大げさかなあ・・・」「よその家庭のことだし、余計なお世話かもしれない、でも様子が変だし気になるなあ・・・」「自分が通報したことが当事者にわかってしまわないかな・・・」

なぜ虐待に至ってしまうのか

高齢者、家族、周囲の人などさまざまな気持ちのすれ違い、病気に対

する理解不足、抱えている負担を軽くするサービスなどの利用につながらない、相談できる相手がいないなど、複数の要因が積み重なることで虐待に至ってしまうことがあります。

気づいた人が相談を！虐待は予防・解消できます

地域包括支援センターは、高齢者と養護者を支える視点を大事に相談に応じます。高齢者虐待は誰にでも起こる可能性があります。困りごとが小さなうちに相談することは虐待を未然に防ぎ、高齢者も養護者も安心して暮らせることにつながります。近くの地域包括支援センターにご相談ください。相談者や相談の内容の秘密は守ります。

高齢者と養護者の両方を支援

高齢者の状態に応じた介護サービスの利用、必要な医療支援を養護者と考え、手続きなどを支援します。高齢者虐待は養護者にも介護の辛さや問題があります。高齢者だけでなく養護者にも相談などの支援を行います。

